

令和5年10月10日  
中部地方整備局

## インボイス制度開始に伴う請求書の様式について

平素より国土交通行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

標記について、国の一般会計にかかる事業は、消費税法上、売上税額と仕入税額を同額とみなす特例が認められているため、消費税の申告義務が免除されています(消費税法第60条第6項)。また適格請求書発行事業者として登録された後も消費税の申告義務は免除されるため、国(一般会計)に提出する請求書については**インボイスの対応は不要**ですので、従来通り任意様式(記載必須項目については、物品・役務関係標準様式)請求書をご確認ください。)でご提出願います。

ただし、社内システム等の都合により、インボイス対応請求書での提出を希望される場合は、標準様式の内容を含んだ形でご提出願います。

なお、一般会計以外の一部の案件については、インボイス制度対応の適格請求書を提出いただく必要がありますので、該当案件につきましては、事前に適格請求書での提出をご依頼させていただきます。

### 【インボイス請求書に関するお問い合わせ先】

総務部契約課 052-953-8138 (物品役務担当者まで)

※個別の案件に関する問い合わせは各事務所の契約担当部署までお願いします。